

京都市告示第581号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成27年2月25日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
大宮緯19号線	北区大宮北箱ノ井町21番地の25地先内	旧	メートル 3.60	メートル 5.75
		新	3.60	6.00 ~ 9.20
西第五緯9号線	北区大將軍西町176番地の1地先内	旧	3.20	5.95
		新	3.20	5.93 ~ 11.70
岩倉13号線	左京区岩倉幡枝町1234番地の1地先内	旧	1.50	7.65
		新	1.50	7.56 ~ 9.00
岩倉127号線	左京区岩倉長谷町1242番地地先内	旧	1.50	6.06
		新	1.50	6.07 ~ 7.59

下鴨緯 17 号線	左京区松ヶ崎西桜木町 5 番地の 8 地先内	旧	3.80	5.95
		新	3.80	5.98 ~ 10.50
洛北第一緯 28号線	左京区岩倉幡枝町1234番地の 1 地先内	旧	0.50	4.02
		新	0.50	4.00 ~ 4.50
久我11号線	伏見区久我森の宮町11番地の25地先から	旧	25.10	5.30 ~ 5.50
	同町11番地の 1 地先まで	新	25.10	6.50 ~ 7.00

(建設局土木管理部道路明示課)